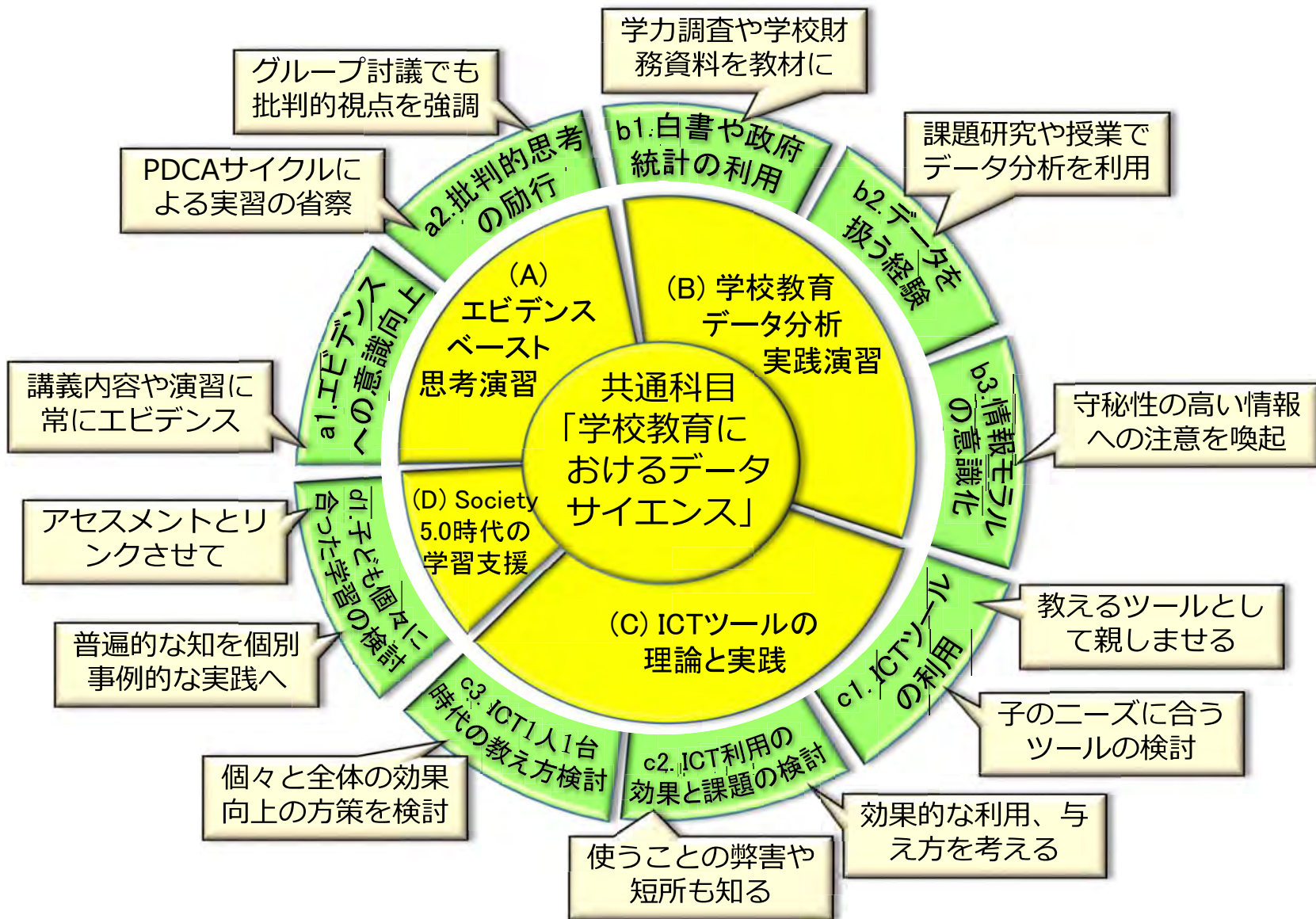
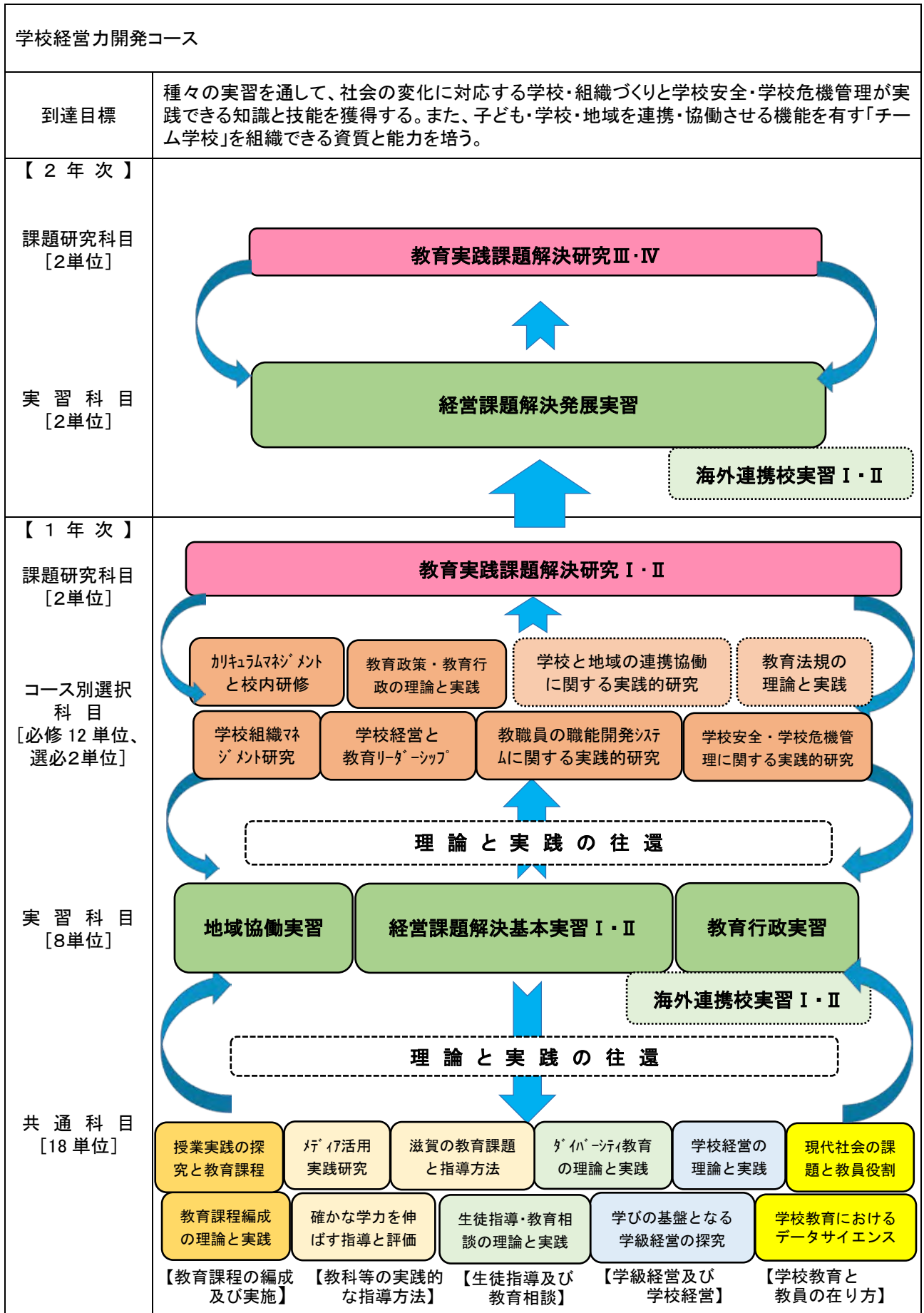
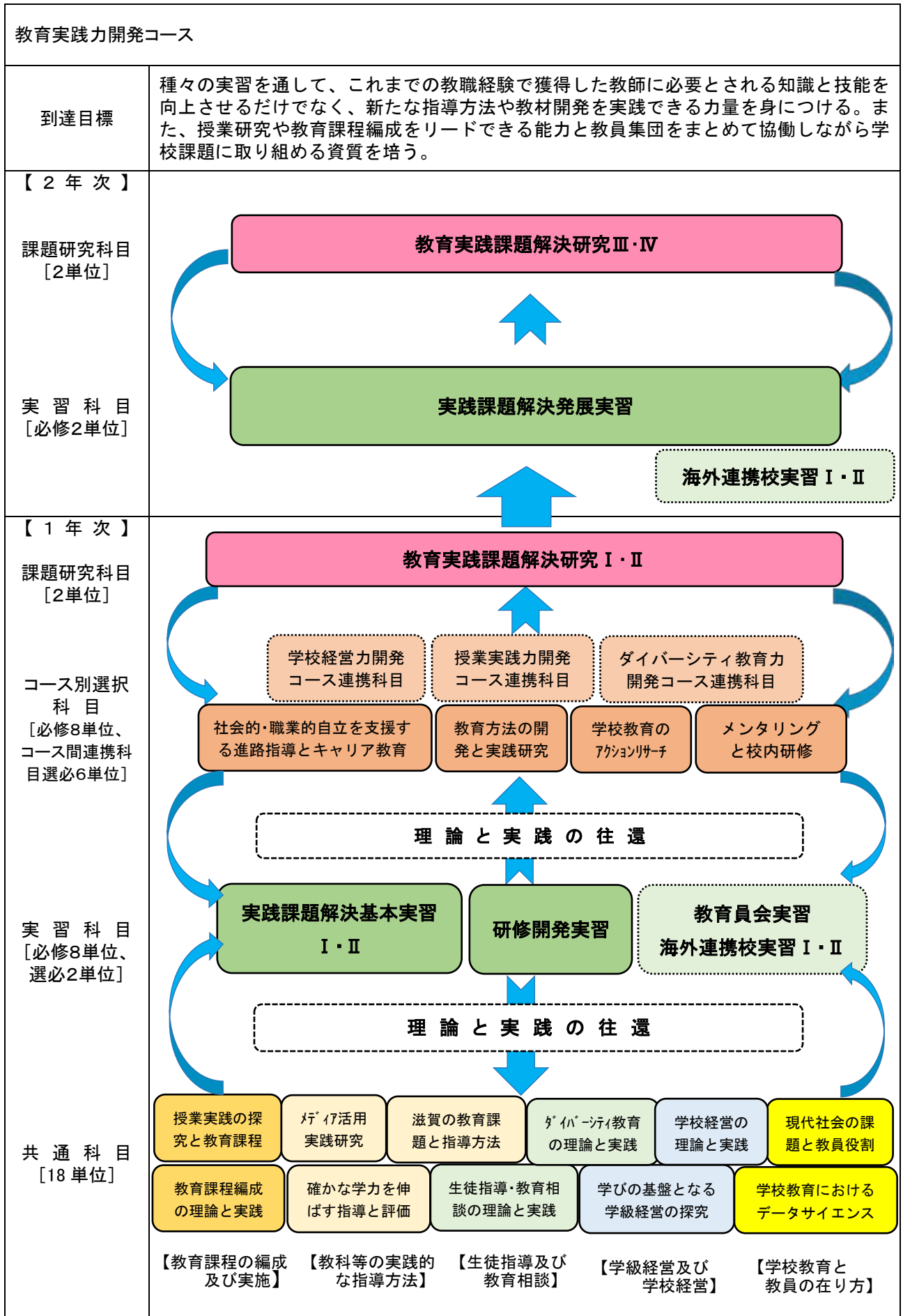
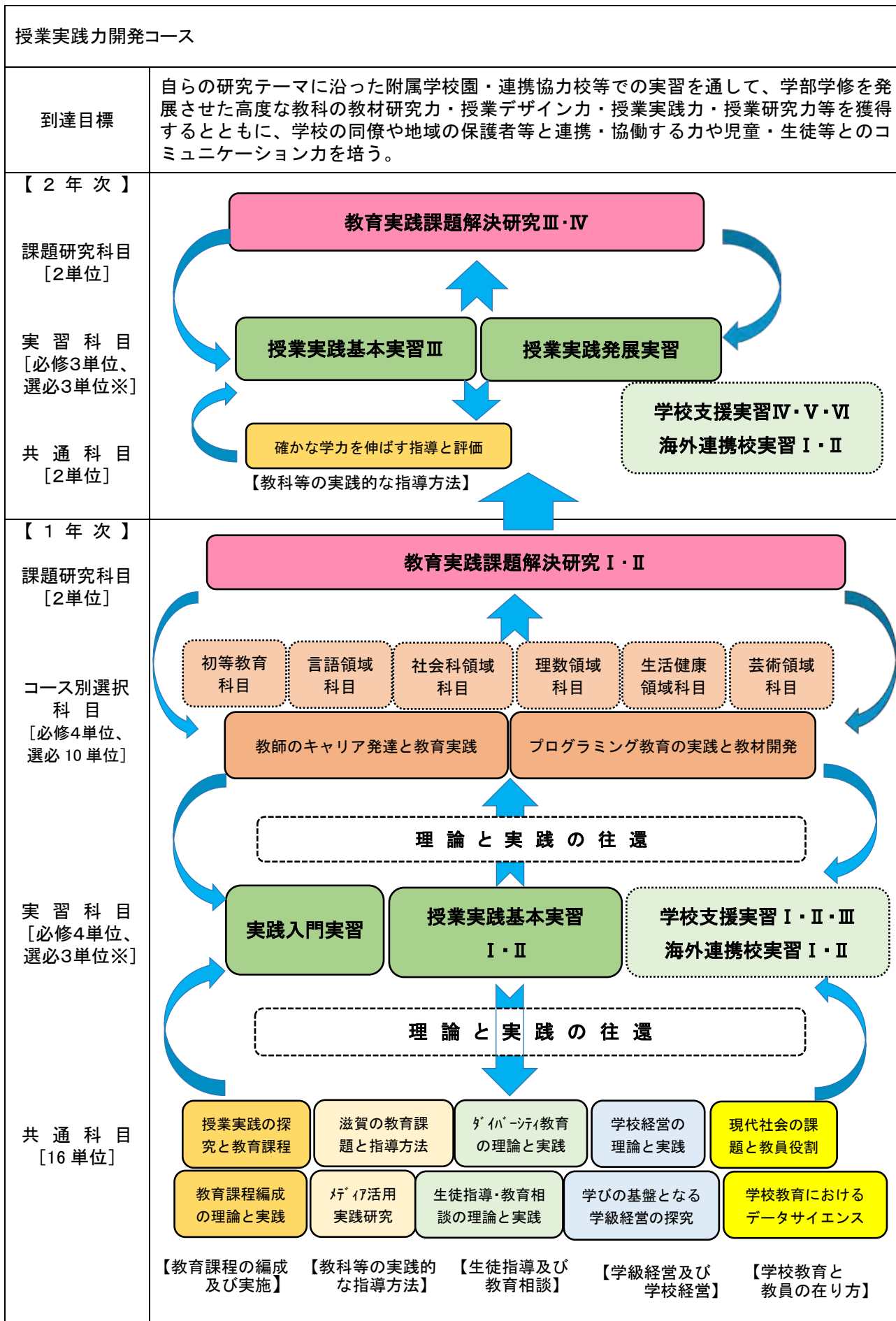


授業科目を通した「データサイエンス基礎力」の醸成

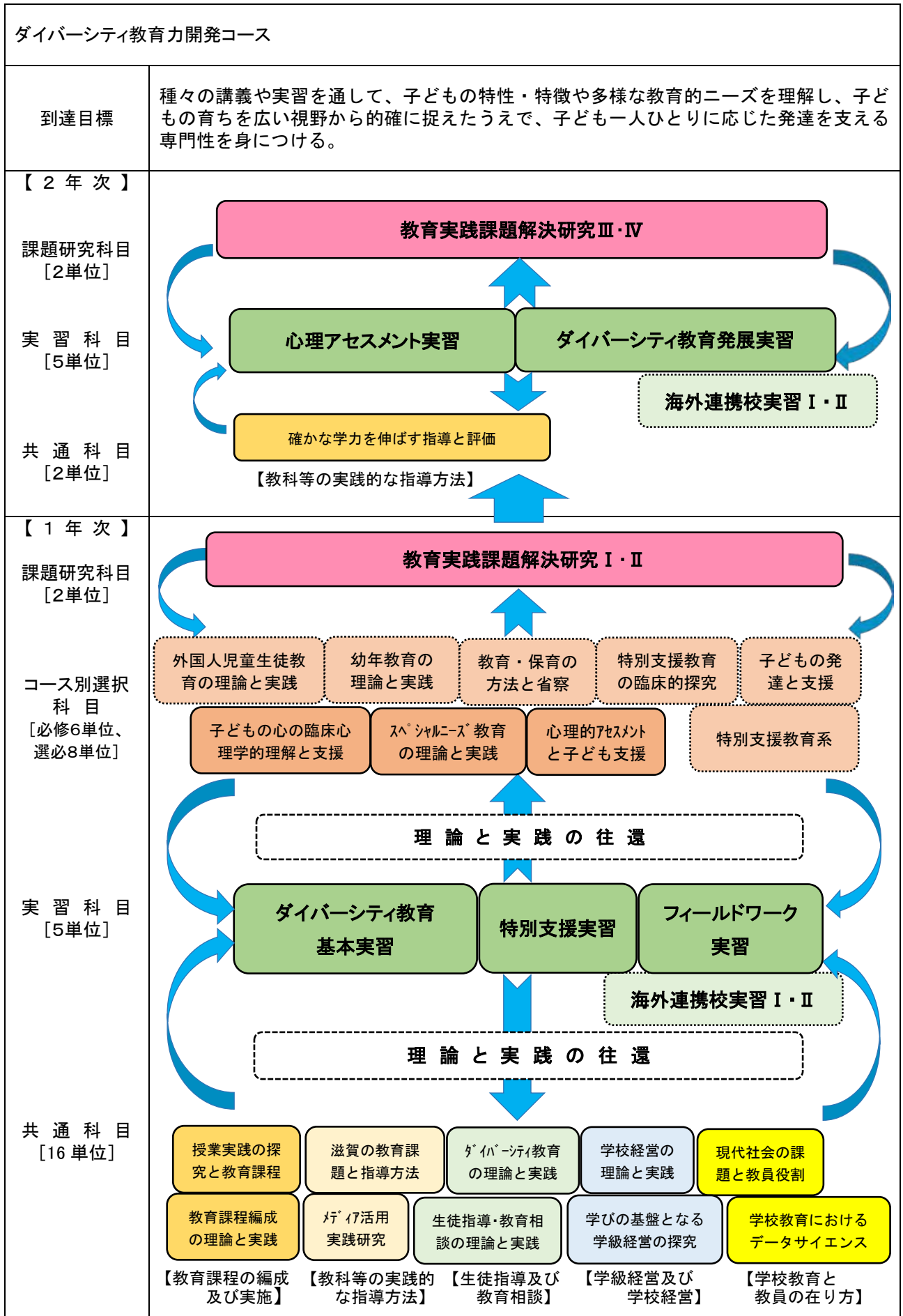








※2年間で3単位を取得







## 滋賀大学教育学部と滋賀県公立学校との人事交流に関する協定書

滋賀県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人滋賀大学（以下「乙」という。）は、教員の人事交流について次のとおり実施することを協定する。

## （目的）

第1条 甲所管の滋賀県立学校および滋賀県内の市町立小中学校（以下「公立学校」という。）と国立大学法人滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）との間において、教員の人事交流を実施することにより、教職大学院の教育および研究ならびに連携活動の一層の推進を図ることを目的とする。

## （人事交流の内容）

第2条 教職大学院は、公立学校の教員を、一定期間教職大学院の教員（以下「交流教員」という。）として受け入れ、人事交流後、原則として公立学校の教員として復帰させるものとする。

## （人事交流の期間）

第3条 人事交流の期間は、3年間程度とする。

## （人事交流の時期）

第4条 人事交流は、原則として4月1日付け異動をもって行うものとする。

## （人事交流の区分及び員数）

第5条 交流教員は、専任教員とみなし教員とに区分し、員数は、毎年度、専任教員1名、みなし教員2名とする。

## （人事交流の終了）

第6条 交流教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に復帰させるものとする。

- (1) 人事交流の期間が終了した場合
- (2) 交流期間内に退職する場合
- (3) その他人事交流を終了する必要がある場合

## （人事交流の協議）

第7条 人事交流の協議は、人事交流が終了する年度に、翌年度の人事交流について行うものとする。



(給与、勤務時間およびその他の勤務条件)

第8条 専任教員は、国立大学法人滋賀大学と雇用関係を結ぶものとし、給与、勤務時間およびその他の勤務条件については、国立大学法人滋賀大学職員就業規則の定めるところによるものとする。みなし教員は、現職のまま週2～3日を教職大学院で勤務するものとし、給与、その他の勤務条件については、滋賀県の規程によるものとする。

(退職手当の通算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、人事交流の期間を通算するものとする。

2 第6条の規定により、人事交流が終了した場合、乙においては退職手当を支給しない。

(その他)

第10条 この協定の定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成29年 1 月 26 日

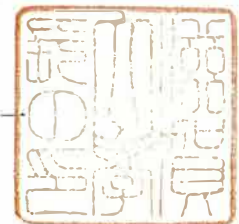
甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県教育委員会教育長

青 木 洋



乙 滋賀県彦根市馬場一丁目1番1号  
国立大学法人滋賀大学長

位 田 隆



## 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程

(趣旨)

第1条 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）の実務家教員の採用及び昇任に関わる選考は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 教職大学院における実務家教員とは、専門職大学院設置基準（平成15年3月31日 文部科学省令第16号）第5条第3項に定める専門分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であり、さらに、教職大学院において担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有する者をいう。

(選考基準)

第3条 実務家教員（教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）の教諭等として、概ね20年以上の実務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する職歴を有し、かつ、特に高度な実務能力を有すると認められる者
  - ア 学校等の校長又は園長
  - イ 学校等の副校長、副園長又は教頭（勤務歴2年以上を有すること）
  - ウ 都道府県及び市町村教育委員会の課長相当職以上又はそれに準ずる職と判断される職
  - エ その他教育実践上の指導的役割を担う職
  - オ 実務家教員（准教授）としての勤務歴2年以上の者
- (3) 担当する専門分野に関して、次に示す教育実践に関する優れた研究業績等を有することにより、特に高度の教育上の指導能力を有すると認められる者
  - ア 著書、学術誌、紀要、学会誌、教育誌への論文・実践記録等の研究業績
  - イ 研究会等での研究発表や研究団体、校内研修での実践発表等の実践的・実証的業績
  - ウ 研究会・研修会での指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）

2 実務家教員（准教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校等の教諭等として、概ね20年以上の実務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する職歴を有し、かつ、高度な実務能力を有すると認められる者
  - ア 学校等の副校長、副園長又は教頭
  - イ 都道府県及び市町村教育委員会における教頭級の主査又はそれに準ずる職と判断される職
  - ウ その他教育実践上の指導的役割を担う職
- (3) 担当する専門分野に関して、次に示す教育実践に関する優れた研究業績等を有することにより、高度の教育上の指導能力を有すると認められる者
  - ア 著書、学術誌、紀要、学会誌、教育誌への論文・実践記録等の研究業績
  - イ 研究会等での研究発表や研究団体、校内研修での実践発表等の実践的・実証的業績
  - ウ 研究会・研修会での指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）

(選考の方法)

第4条 実務家教員の採用候補者及び昇任候補者の選考は、高度教職実践専攻会議（以下「専攻会議」という。）で推薦され、教職大学院実務家教員資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審査の上、次条に定める選考審査会から提出された候補者を対象として、研究科長が研究科委員会に諮り、承認を得るものとする。

2 採用人事にあたっては、専攻会議は公募案を作成し、選考審査会に提出するものとする。

(選考審査会)

第5条 選考審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻長を除く専攻会議及び学校教育専攻会議選出の企画・運営委員会委員 各1名
- (2) 研究科長が指名する学校教育専攻会議構成員 2名

(選考審査会の任務)

第6条 選考審査会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 採用人事に係る専攻会議からの公募案を審査し、研究科長に届け出る。
- (2) 専攻会議から推薦された採用候補者が、当該の公募書類に記された応募条件を満たしているか審査し、資格審査委員会の審査の上、研究科長に届け出る。
- (3) 専攻会議から推薦された昇任候補者の教育歴、研究歴等を審査し、資格審査委員会の審査の上、研究科長に届け出る。



(審議)

第7条 選考審査会から届け出又は推薦を受けた研究科長は、次の手続きを行うものとする。

(1) 実務家教員採用に係る公募案を研究科委員会に諮り、承認を得た上で、公募の手続きを行う。

(2) 実務家教員採用候補者又は昇任候補者を研究科委員会に諮り、承認を得る。

(人事交流による選考手続きの特例)

第8条 滋賀県教育委員会との人事交流による実務家教員の選考は、第4条から第7条までの規定にかかわらず、次の手順で行うものとする。

(1) 研究科長は、専攻会議及び滋賀県教育委員会との協議を通じて選考を行い、資格審査委員会の審査の上、適格者を選出する。

(2) 研究科長は、前号で選出した適格者を採用候補者とし、研究科委員会に諮り、承認を得る。

(他の規定との関係)

第9条 滋賀大学教育学系教員選考規程(平成16年4月1日制定)、滋賀大学教育学系教員選考基準(平成16年4月1日制定)及び滋賀大学教育学部における特任教員任用に関する申し合せ(平成18年9月14日制定)は、実務家教員には適用しない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程の取扱いに関する申合せ

この申合せは、滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程（平成29年4月1日制定。以下「規程」という。）について公正かつ円滑に運用するための具体的な取扱いを定めたものである。

### 第1 規程第3条第1項第3号に係る具体的基準（教授候補者の資格基準）

教育実践、実務実績における業績を5編以上、研究に関する業績A類を2編以上含み、教育実践、実務実績における業績及び研究実績に関する業績について合計10編以上有する者。ただし、その内4編以上は、高度教職実践専攻においてその者が担当するコースや授業科目等（以下「担当する専門分野」という。）に関連した業績であること

### 第2 規程第3条第2項第3号に係る具体的基準（准教授候補者の資格基準）

教育実践、実務実績における業績を3編以上、研究に関する業績A類を1編以上含み、教育実践、実務実績における業績及び研究実績に関する業績について合計5編以上有する者。ただし、その内2編以上は、担当する専門分野に関連した業績であること

### 第3 次に示す定義と例示を参照して、候補者が業績を分類し、業績目録を作成する。

#### 1 教育実践、実務実績における事項

##### (1) 教育実践、実務実績における業績

- ア 研究会等での授業公開・研究発表、研究団体や校内研修等での実践発表・研究発表、教育に関する受賞歴
- イ 研究会・研修会での指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む。）
- ウ 学校等において、全国・県・市単位及び校内の研究集会、研修会、地域貢献事業等の企画・運営に（中心的に）関与したこと
- エ 学校等において、校内実践報告等の企画・実践に（中心的に）関与したこと
- オ 研究主任、教務主任等の経験
- カ 教科研究会会長等の経験
- キ 教育行政担当等の経験
- ク 教育における優れた実践（公的な社会的活動を含む。）

##### (2) 根拠資料について

(1)のオからキにおいては、履歴書で代用できるものとする。また、その他の研修会講師をはじめとする教育実践、実務実績等の根拠資料としては、パンフレット、報告書等とする。

##### (3) 実務実績換算方法

実務実績を担当する専門分野に関わるものとそれ以外のものに分け、各実績を次のレベルに分類して合計点を算出する。また、3年以上の同一実務実績は2回以上の実績に数え

ることができるものとする。

合計点は、5点を1編として、編に読み替える（余りのポイントは切り捨てる。）。

全国レベル … 5点

都道府県レベル（政令指定都市はこのレベルとする。） … 3点

市・町・村レベル … 2点

学校レベル … 1点

## 2 研究実績に関する事項

### (1) 業績A類：研究活動の成果が特に高い水準にあると認められる研究業績

単著又は第一著者となっている学術的な著書・編著書・翻訳書・研究論文・大学紀要論文等。ただし、業績説明書に理由を記すことにより、第一著者でない著書・論文等を含めることができる。

学術的著書は、この水準に相当する複数論文と見なすことができる。ただし、相当する数（5編以内）とその理由を業績説明書に記すものとする。

研究活動としての成果が認められる実践報告書等は、数編のまとまりをもって、A類の業績とすることができる。ただし、備考欄にその旨を記すものとする。

また、プロシーディングス・講演・速報・短報・書評・教科書の監修・辞（事）典類の分担執筆等において、学術的に価値のあるものをA類に含むことができる。ただし、業績説明書に理由を記すものとする。

芸術、体育等については、特に高い水準にあるリサイタル・個人発表会・共同発表会等での発表、個展（これに準じた展示会）に出品した作品、特に高い実績のある競技会への選手・コーチ・監督・審判員・顧問等としての参加

### (2) 業績B類：業績A類には分類されない研究業績

ア 学会誌又は相当の刊行物に掲載されている共同執筆の論文等

イ 速報・短報として学会誌に掲載されている論文・報告等

ウ プロシーディングス・講演・発表・報告等

エ 専門誌（商業誌を含む。）に掲載されている書評・研究動向・総説等

オ 教科書類の監修・編集・執筆等

カ 辞（事）典類の分担執筆等

キ 定期刊行物または公刊を目的とした印刷物に掲載された、学校教育に関する論文・論考・報告書等

ク 教育誌への実践記録等の執筆

## 第4 規程第4条に規定する推薦について

推薦にあたっては、候補者の氏名、採用又は昇任後の職名等を記した任意の書類に、公募書類を添えて推薦するものとする。

第5 規程第6条第2号及び第3号に規定する届け出について

届け出にあたっては、候補者の氏名、採用又は昇任後の職名等を記した任意の書類に、公募書類及び資格審査報告書を添えて届出するものとする。

第6 規程第7条第2号に規定する承認について

採用又は昇任候補者の承認については、滋賀大学教育学系教員選考規程の投票手順及び採決の方法に準ずるものとする。

第7 規程第8条第2号に規定する承認について

採用候補者の承認については、候補者の履歴及び資格審査委員会報告書の内容を研究科委員会で研究科長が読み上げ、承認を得るものとする。なお、承認にあたっての投票は省略する。

第8 保管について

採用候補者の業績及び資格審査報告書（以下「業績等」という。）は、採用選考で不採用となった候補者の業績等を除き、これを当該候補者の在職期間中はすべて保管する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成29年10月26日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

## 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員の資格基準

滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員（以下「教職大学院研究者教員」という。）の資格基準については、国立大学法人滋賀大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 82 条及び専門職大学院設置基準第 5 条の規定に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

## 1 教職大学院研究者教員（授業及び研究指導教員）の資格基準

授業及び研究指導を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、「滋賀大学教育学系教員選考基準」（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定める「教授資格基準」に加え、担当授業科目に関する著書又は学術論文が、相当数以上あること。
- (2) 担当授業科目に関する研究業績のうち、1 編以上は、最近 5 年以内に公表したものが含まれていること。
- (3) 本学又は他の大学院において通算 5 年以上の教育経験を有する者であること。
- (4) 教育実践に関する論文等を 3 編以上有する者
- (5) 次のいずれかの実務経験を有する者
  - ア 5 年以上の教職等の経験
  - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
  - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

## 2 教職大学院研究者教員（授業及び研究指導補助教員）の資格基準

授業及び研究指導補助を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、前項第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合において、「教授資格基準」とあるのは、「准教授資格基準」と読み替えるものとする。
- (2) 本学又は他大学等において通算 2 年以上の講師以上の職歴又は講師相当の職歴（専任に限る。）を有する者、若しくは、大学院教育に対する識見を有すると認められる者であること。
- (3) 教育実践に関する論文等を 1 編以上有する者
- (4) 次のいずれかの実務経験を有する者
  - ア 2 年以上の教職等の経験
  - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
  - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

## 3 教職大学院研究者教員（授業担当教員）の資格基準

授業を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合において、「教授資格基準」とあるのは、「准教授資格基準」と読み替えるものとする。
- (2) 本学又は他大学等において通算 2 年以上の講師以上の職歴又は講師相当の職歴（専任に限る。）を有する者、若しくは、大学院教育に対する識見を有すると認められる者であること。
- (3) 教育実践に関する論文等を 1 編以上有する者
- (4) 次のいずれかの実務経験を有する者
  - ア 2 年以上の教職等の経験
  - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
  - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

## 附 記

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

## 附 記

この基準は、令和 2 年 1 月 23 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。



## 専任教員が担当する学部・専攻科の科目一覧

調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
1	専	教授	大野 裕己	国際理解教育実習Ⅱ	1	1 / 5
				国際理解教育演習	2	1 / 5
				国際理解教育研究 EⅠ	2	
				国際理解教育研究 EⅡ	2	
				応用国際理解教育 E	2	
2	専	教授	奥田 援史	身体表現	2	
				健康（指導法）	2	
3	専他	教授	芦谷 道子	教育相談の理論と方法	2	1 / 2
				教育臨床心理学	2	
				心理学研究法ⅠB	2	
				心理学研究法ⅡB	2	
				心理学実験法Ⅰ	1	1 / 4
				心理学実験法Ⅱ	1	1 / 4
				心理学実験法Ⅲ	1	1 / 4
				心理学実験法Ⅳ	1	1 / 4
				心理学基礎Ⅰ	2	1 / 4
				心理学基礎Ⅱ	2	1 / 4
				心理学演習Ⅰ	2	
				心理学特定演習B	2	
4	専他	教授	太田 拓紀	教育・教職の意義A	2	
				教育・教職の意義B	2	
				道徳教育論A	2	
				道徳教育論B	2	
				キャリアデザイン論	2	1 / 3
				学びのフィールドワーク	2	1 / 4
				教育文化論	2	1 / 4
				教育課題調査法入門	2	
				教育現象の社会学	2	
				教育実践と教師の成長	2	
				現代若者文化論	2	
				教育社会学研究法	2	
				社会教育実習	2	1 / 4
教育学文献購読・調査研究法	2	1 / 4				
5	専他	教授	岸本 実	初等社会科教育法	2	
				初等社会科教育法	2	
				社会科教育演習Ⅰ	2	【隔年】
				社会科教育演習Ⅱ	2	【隔年】
				社会科教育演習Ⅲ	2	【隔年】
				社会科教育演習Ⅳ	2	【隔年】
				社会・公民科教育法	2	
				社会科授業研究	2	1 / 9
				社会科教育特講Ⅱ	2	

調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
6	専他	教授	久保 加織	初等家庭科内容学	2	1 / 2
				初等家庭科内容学	2	1 / 2
				初等生活科内容学	2	1 / 1 5
				初等生活科内容学	2	1 / 1 5
				食品学	2	
				栄養学	2	
				調理学実習	1	
				食物学実験実習	1	
				環境教育基礎演習Ⅱ	2	1 / 3
				食物学研究法	2	
				食物学演習	2	
				自然体験実践演習	2	2 / 1 5
				小児栄養学	2	【隔年】
				保健栄養学	2	【隔年】 1 / 2
食品衛生学	2	【隔年】				
7	専他	教授	高澤 茂樹	初等算数科教育法	2	
				初等算数科教育法	2	
				中等数学科教育法Ⅰ	2	
				算数・数学認識論	2	
				数学教育演習A	2	
				数学教育講究ⅠA	4	
				数学教育講究ⅡA	2	
8	専他	教授	岳野 公人	中等技術科教育法Ⅱ	2	
				中等技術科教材内容論Ⅱ	2	1 / 5
				製図	1	
				材料加工・実習	2	
				木材利用論	2	
プログラミング的思考	2	1 / 5				
9	専他	教授	辻 延浩	教職実践演習（教諭）	2	講座内ローテーション
				バスケットボール	1	
				スキーⅠ	1	
				保健体育科教育学演習	2	
				保健体育科教育学〔指導演習〕	2	
10	専他	教授	林 睦	初等音楽科教育法	2	
				初等音楽科教育法	2	
				中等音楽科教育法Ⅱ	2	
				音楽教育演習ⅠB	2	
				音楽教育演習ⅡB	2	
				子どもの表現Ⅱ（指導法）	2	
				教職実践演習（教諭）	2	講座内ローテーション



調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
15	専他	准教授	長岡 由記	中等国語科教育法Ⅲ 国語教育演習Ⅰ 国語教育研究Ⅰ 国語教育研究Ⅱ 教職実践演習（教諭） 初等国語科教育法	2 2 2 2 2 2	講座内ローテーション 10 / 15
16	専他	准教授	藤村 祐子	教育の社会的・制度的基盤A 教育の社会的・制度的基盤B 学びのフィールドワーク 教育文化論 教育行政学入門 教育の法規と行政 学校マネジメント論 社会教育行政・政策論 教育行財政学研究法 教職実践演習（教諭） 社会教育実習 教育学文献購読・調査研究法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	講座内ローテーション 1 / 4 1 / 4 1 / 4 1 / 4
17	専他	准教授	堀江 伸	カリキュラムと特別活動 カリキュラムと特別活動 教育の技術と方法 教育の技術と方法 教職実践演習（教諭） 授業実践の事例研究 教育方法学研究法	2 2 2 2 2 2 2	講座内ローテーション
18	専他	准教授	村田 透	初等図画工作科教育法 初等図画工作科教育法 中等美術科教育法Ⅱ 造形教育演習Ⅰ 造形教育演習Ⅱ 造形教育研究法Ⅲ 造形教育研究法Ⅳ 子どもの表現Ⅰ（指導法）	2 2 2 2 2 2 2 2	
19	専他	講師	松島 明日香	障害児教育研究法 発達臨床研究 障害児心理演習Ⅰ 障害児心理演習Ⅱ 特別支援教育論 障害児教育入門 教職実践演習（教諭） 研究論文	2 2 2 2 1 2 2 4	8 / 15 1 / 8 1 / 5 講座内ローテーション 専攻科科目
20	実専	特任 教授	田村 靖二	担当科目なし		
21	実専	准教授	今井 弘樹	担当科目なし		
22	実専	准教授	畑 稔彦	担当科目なし		
23	実み	教授	石田 博士	担当科目なし		

調書 番号	専任等 区分	職位	教員名	担当授業科目	単位数	備考
24	実み	教授	黒川 俊文	担当科目なし		
25	実み	教授	西村 佳子	担当科目なし		
26	実み	教授	細谷 亜紀子	担当科目なし		
27	実み	准教授	川島 民子	担当科目なし		
28	実み	准教授	白石 牧恵	担当科目なし		



学校経営力開発コース

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土		
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス			
		2限	【必】学校組織マネジメント研究	【必】現代社会の課題と教員役割	【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習	【必】学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	【必】経営課題解決基本実習Ⅰ 【必】地域協働実習		
		3限	【必】学校経営と教育リーダーシップ	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		【必】教職員の職能開発システムに関する実践的研究			
		4限	◎教育法規の理論と実践	【必】授業実践の探究と教育課程					
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ（経営）						
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価			【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習		【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践	【必】経営課題解決基本実習Ⅱ 【必】教育行政実習
		2限	【必】カリキュラムマネジメントと校内研修	【必】メディア活用実践研究 【必】滋養の教育課題と指導方法	◎学校と地域の連携協働に関する実践的研究				
		3限		【必】教育政策・教育行政の理論と実践	【必】ダイバーシティ教育の理論と実践				
		4限							
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ（経営）				集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ		
		月	火	水	木	金	土		
2 年次	前期	1限							
		2限	メンタリングと校内研修					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ（経営）	
		3限	スペシャルニーズ教育の理論と実践		【必】経営課題解決発展実習	特別支援教育の臨床的探究			
		4限							
		5限							
	後期	1限							
		2限					幼年教育の理論と実践		【必】教育実践課題解決研究Ⅳ（経営）
		3限	教育・保育の方法と省察社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】経営課題解決発展実習				
		4限							
		5限		子どもの心の臨床心理学的理解と支援				集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ	

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

\* 授業実践力開発コースのコース連携科目は授業実践力開発コースの科目表で確認

教育実践力開発コース

共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目
------	-------	---------	------

◎他コースの院生も受講可

		月	火	水	木	金	土	
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限	◎【必】メンタリングと校内研修	【必】現代社会の課題と教員役割	【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習教育委員会実習		【必】実践課題解決基本実習Ⅰ 【必】研修開発実習教育委員会実習	
		3限	スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		特別支援教育の臨床的探究		
		4限	教育法規の理論と実践	【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ(教育実践)					【必】集中 ◎教育方法の開発と実践研究
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価			【必】実践課題解決基本実習Ⅱ 教育委員会実習		【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋賀の教育課題と指導方法	幼年教育の理論と実践 学校と地域の連携協働に関する実践的研究			
		3限	【必】社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践			
		4限	【必】学校教育のアクションリサーチ					
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ(教育実践)	子どもの心の臨床心理学的理解と支援			集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ	
		月	火	水	木	金	土	
2 年次	前期	1限						
		2限					【必】教育実践課題解決研究Ⅲ(教育実践)	
		3限			【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限						
	後期	1限						
		2限						【必】教育実践課題解決研究Ⅳ(教育実践)
		3限	教育・保育の方法と省察		【必】実践課題解決発展実習			
		4限						
		5限					集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ	

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

\* 授業実践力開発コースのコース連携科目は授業実践力開発コースの科目表で確認

授業実践力開発コース

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1 年 次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践	◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「関数」 ◎《偶数》数学の実験を活かした数学教育 ◎体力科学実践研究 ◎音楽科教材開発研究「表現」	【必】実践入門実習(6月の1週間) 【必】授業実践基本実習Ⅰ 【必】授業実践基本実習Ⅱ 学校支援実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	【必】学校教育におけるデータサイエンス	◎理科の発展的理解と指導法	
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割		◎初等芸術教育の理論と実践 ◎社会科・地理歴史科教材開発研究 ◎言語教育実践と教材開発研究	◎初等生活科・家庭科教育の理論と実践 ◎古典教育と教材開発研究	
		3限	◎音楽科教材開発研究「鑑賞」	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践		◎初等理数教育の理論と実践 ◎英米文学と英語科教材開発への応用	◎技術科教育教材開発研究	
		4限	【必】教師のキャリア発達と教育実践	【必】授業実践の探究と教育課程				
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅰ(授業実践)	◎美術科教材開発研究「造形表現」				集中 教育方法の開発と実践研究
	後期	1限		◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「数と形」 ◎《偶数》数学の歴史を活かした数学教育 ◎初等社会科教育の理論と実践 ◎健康科学実践研究	【必】授業実践基本実習Ⅰ 【必】授業実践基本実習Ⅱ 学校支援実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践	◎理科観察実験研究「物質・エネルギー」(一部集中)	
		2限	◎初等言語教育の理論と実践 ◎初等体育科教育の理論と実践	【必】メディア活用実践研究(岩井・畑) 【必】滋賀の教育課題と指導方法		◎社会科・公民科教材開発研究		
		3限		◎家庭科教育教材開発研究		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限	【必】プログラミング教育の実践と教材開発				◎言語学理論と英語科教材開発への応用	
		5限	【必】教育実践課題解決研究Ⅱ(授業実践)	◎美術科教材開発研究「美術鑑賞」				集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ
2 年 次	前期	1限		◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「関数」 ◎《偶数》数学の実験を活かした数学教育	【必】授業実践基本実習Ⅲ 学校支援実習Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ			
		2限	メンタリングと校内研修				【必】教育実践課題解決研究Ⅲ(授業実践)	
		3限	スペシャルニーズ教育の理論と実践			特別支援教育の臨床的探究		
		4限	教育法規の理論と実践				◎理科観察実験研究「生命・地球」(一部集中)	
		5限						
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価	◎《奇数》算数・数学科教材開発研究「数と形」 ◎《偶数》数学の歴史を活かした数学教育	【必】授業実践発展実習 学校支援実習Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ			
		2限				幼年教育の理論と実践 学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】教育実践課題解決研究Ⅳ(授業実践)	
		3限	教育・保育の方法と省察 社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育					
		4限						
		5限		子どもの心の臨床心理学的理解と支援				集中 《奇数》海外連携校実習Ⅰ 《偶数》海外連携校実習Ⅱ

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

ダイバーシティ教育力開発コース

		共通科目	コース科目	コース連携科目	実習科目	◎他コースの院生も受講可		
		月	火	水	木	金	土	
1 年次	前期	1限	【必】教育課程編成の理論と実践			【必】学校教育におけるデータサイエンス		
		2限		【必】現代社会の課題と教員役割	【必】ダイバーシティ教育基本実習	子どもの発達と支援	【必】ダイバーシティ教育基本実習	
		3限	◎【必】スペシャルニーズ教育の理論と実践	【必】生徒指導・教育相談の理論と実践	【必】特別支援実習	◎特別支援教育の臨床的探究	【必】フィールドワーク実習	
		4限		【必】授業実践の探究と教育課程	【必】フィールドワーク実習			
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A I (ダイバーシティ) B I (ダイバーシティ)					集中 《奇数》特別支援教育授業研究 《奇数》障害児の病理と教育支援 《偶数》障害児の発達診断・発達相談演習 《偶数》特別支援教育の教育方法学的探究 教育方法の開発と実践研究
	後期	1限				【必】学びの基盤となる学級経営の探究 【必】学校経営の理論と実践		
		2限		【必】メディア活用実践研究 【必】滋養の教育課題と指導方法	【必】フィールドワーク実習	◎幼年教育の理論と実践	【必】フィールドワーク実習	
		3限	◎教育・保育の方法と省察	外国人児童生徒教育の理論と実践		【必】ダイバーシティ教育の理論と実践		
		4限		【必】心理的アセスメントと子ども支援				
		5限	【必】教育実践課題解決研究 A II (ダイバーシティ) B II (ダイバーシティ)	◎【必】子どもの心の臨床心理学的理解と支援				集中《隔年》 《奇数》多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応 《奇数》障害児の心理と学校教育 《偶数》障害児の病理と健康支援 《偶数》障害児の心理と子ども支援 《偶数》特別支援教育の現代的実践と課題 《奇数》海外連携校実習 I 《偶数》海外連携校実習 II
2 年次	前期	1限						
		2限	メンタリングと校内研修		【必】心理アセスメント実習		【必】心理アセスメント実習	【必】教育実践課題解決研究 A III (ダイバーシティ) B III (ダイバーシティ)
		3限			【必】ダイバーシティ教育発展実習		【必】ダイバーシティ教育発展実習	
		4限	教育法規の理論と実践					
		5限						集中 《奇数》特別支援教育授業研究 《奇数》障害児の病理と教育支援 《偶数》障害児の発達診断・発達相談演習 《偶数》特別支援教育の教育方法学的探究
	後期	1限	【必】確かな学力を伸ばす指導と評価					
		2限			【必】心理アセスメント実習	学校と地域の連携協働に関する実践的研究	【必】心理アセスメント実習	【必】教育実践課題解決研究 A IV (ダイバーシティ) B IV (ダイバーシティ)
		3限	社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育		【必】ダイバーシティ教育発展実習		【必】ダイバーシティ教育発展実習	
		4限						
		5限						集中《隔年》 《奇数》多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応 《奇数》障害児の心理と学校教育 《偶数》障害児の病理と健康支援 《偶数》障害児の心理と子ども支援 《偶数》特別支援教育の現代的実践と課題

【頭記号の意味】

【必】必修科目

《奇数》奇数年度開講 《偶数》偶数年度開講

\* 授業実践力開発コースのコース連携科目は授業実践力開発コースの科目表で確認